

碧南市公共用地境界確認事務取扱要領 補足説明①

地籍調査事業及び登記所備付地図作成事業の実施地区について（第2条関係）

（公共用地の範囲）

第2条 この要領で取り扱う公共用地の範囲は、市が管理する次の各号に規定するものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路。ただし、河川占用等により市道としている範囲を除く。
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 碧南市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年碧南市条例第34号）第2条に規定する法定外公共用物
- (4) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

2 前項の規定にかかわらず、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業又は不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記所備付地図作成事業によって作成された地積測量図が、登記所に備え付けられている土地については、境界確認は行わない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

【補足説明】

第2項の規定に該当する地区は以下のとおりです。

①地籍調査事業実施地区

該当なし（令和6年度に地籍調査事業が完了した塩浜町地区（塩浜町1～8丁目）は、令和8年以降に地積測量図が登記所に備え付けられる予定です。）

②登記所備付地図作成事業実施地区

本郷町1～3丁目、羽根町1～3丁目、中町1～4丁目、浜寺町1～2丁目、音羽町1～3丁目、源氏町1丁目～5丁目、汐田町1丁目～5丁目、志貴町1丁目～4丁目、棚尾本町1丁目～5丁目